

令和6年度仙南地域における新たな関係人口創出プログラムの 企画・運営業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度仙南地域における新たな関係人口創出プログラムの企画・運営業務

2 目的

人口減少、少子高齢化の進展により担い手不足が課題となっている地域において、首都圏等の若者をターゲットとした、地域と旅行者のマッチングを図り、県内外から担い手を呼び込む滞在型のプログラムを実施することで、新たな交流を生み出し、関係人口の創出を図る。

3 実施期間

実施期間は、契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

4 業務内容

（1）地域へのニーズ調査

管内市町と連携しながら、県内外からの担い手の受け入れに関する地域のニーズを調査する。
実施を希望する市町については、地域と旅行者のマッチングプランを2案程度作成する。

（2）地域と旅行者のマッチングプランの企画・実施

- イ 「おてつたび」との連携により受入先（地域）と旅行者（担い手）をマッチングし、地域課題の解決や地域産業の振興等に携わる担い手を呼び込むプログラムを企画、実施する。
- ロ マッチングプランの作成にあたっては、（3）の費用助成を前提とし、受入先となる地域の事業者や管轄する市町担当者と調整のうえ、同意を得ること。
- ハ 実施地域は、蔵王町、村田町、柴田町、川崎町とする。
- ニ 1プランあたり概ね5日間程度の期間で、2名程度を募集定員とした内容とし、上記の4町において3回程度企画、実施すること。（受入人数は延べ24名を想定。）
- ホ 人材派遣に類する一事業者の労働力のみを確保するためのものではなく、地域の価値や魅力を体感できる内容になるよう留意すること。
- ヘ 受託者は、企画から実施期間中の進捗管理を行うものとし、適宜、発注者に報告し、変更・修正が必要となった場合は、速やかに対応すること。

（3）「おてつたび」の導入に係る費用助成

- 受入先（地域）の事業者への費用助成の実施方法は、次のとおりとする。
- イ 参加者への労働報酬の設定は、交通費相当額とし、受入先（地域）の事業者への費用助成は、労働報酬の1/2以内（1人当たり1万円を上限）とする。なお、交通費相当額の算定は、東京駅から集合場所及び解散場所から東京駅までの合理的な経路に基づく移動に係る経費を基準として設定すること。
- ロ マッチング費用の助成金額は、一人当たり5千円を上限とする。
- ハ 保険料の助成金額は、参加者一人あたり一日350円を上限とする。

- ニ イからハの費用助成は24名分を上限とする。
- ホ 助成は、領収書等の支出を裏付ける証憑を確認し実施するものとする。
- ヘ 助成に係る費用は、委託金に含めるものとするが、実績報告に基づいて精算手続を行うものとする。
- ト 受注者は本業務の実施に際しては公正の維持に努め、特定の参加者や事業者等を利することができてはならない。

(4) 実施報告

本業務の完了後、速やかに下記のものを提出すること。

- イ 事業報告書 一式
- ロ その他成果物等関係資料 一式

(5) 提出場所

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

宮城県大河原地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班

電話：0224-53-3199 FAX：0224-53-3076

E-mail: oksinbk@pref.miyagi.lg.jp

5 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、隨時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への移住・定住の推進に有益とされる場合は、県と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持義務及び契約内容の特記事項を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させができるものとする。
- (2) 仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由及び記載されていない事由が生じたときは、その都度発注者と協議するものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出しあるべくしない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、隨時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第15 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。